

ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター
☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	10:00～16:00
*法律相談	毎月第2金曜	

◇9・11月は司法書士が応相談。

◎電話による相談も可。

*法律相談は予約制。月初めから受付。
無料での相談は一人1回です。

行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二
(忠海中町) ☎ 26-0607

県民相談

日時 毎週水曜日 9時15分～12時、13時～16時 場所 広島県東広島庁舎1階 (東広島市西条昭和町13-10)

問い合わせ 西部地域県民相談室東広島支所 ☎ 082-422-6911

地域包括支援センター

相談内容	曜日	時間
高齢者 総合相談	月～金	8:30～17:00 (土・日曜日は、要望により対応)
介護家族 相談会	偶数月の 第3火曜日	13:30～15:00

場所 ふくしの駅 (中央3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター ☎ 22-5494

いのちのホットライン竹原

場所 ふれあい館ひろしま

(中央二丁目4-3) 9時～18時

※8/13～16は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原 ☎ 22-9102

出張年金相談日

日時 8月13日(水) 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所 ☎ 0823-22-1691

特設登記・人権相談所

日時 8月21日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

休日納税相談窓口 を開設します

市税納税相談のため、休日納税相談窓口を開設します。何らかの事情で納税が難しい場合は相談を受け付けますので、ご利用ください。

日時 8月17日(日) 9時～17時

夜間窓口も利用できます

事前に連絡をしていただければ、税金に関する相談を受け付けますので、ご利用ください。

場所 税務課 (本庁1階)

利用時間 平日の20時まで(要相談)

問い合わせ 税務課 ☎ 22-7732



消費生活相談室便り

～パソコンに現れる突然の警告表示は、
すぐにクリックしないようにしましょう！～

〈相談内容〉

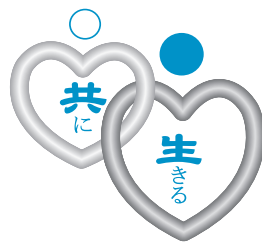
パソコンを操作中に、「エラーがあるので無料ソフトをダウンロードするように」という警告が表示され、驚いてソフトをダウンロードすると、「登録は有料」という表示が出た。すぐに画面を閉じたが、パソコンを立ち上げるたびに警告画面が出て困っている。

〈アドバイス〉

パソコン上に突然現れる警告表示は、本当の危険やエラーとは限らず、不安をあおりソフトの購入手続きに誘導する「広告」の可能性がります。画面上にこのような表示が現れても、信頼できる内容かわからない場合には、クリックしないようにしましょう。

なおクレジットカード決済による契約後は、ソフトをアンインストールするだけでは料金請求が止まらないため、ソフト提供事業者へ解約の申し出をします。返品可能な期間を設けている場合もあるので確認しましょう。サイトが日本語で書かれていても海外を拠点とした事業者は、問い合わせに英語が必要な場合もあります。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



すべての人が安心して暮らせるために



生活保護の認定については、要保護者（生活困窮者）の申請に基づいて、厚生労働大臣の定める基準や年齢・健康状態等の様々な事情を考慮して決定されます。

市では、自立支援相談員を配置し、自立支援プログラム（就労支援・退院支援・多重債務解消支援等）を作成し、個々の実情に即した適切な自立支援を行っています。

◆住宅支援給付事業について

市では、離職者であって、就労能力や意欲がある人のうち、住宅を喪失している又は喪失するおそれのある人を対象として原則3か月間（一定の条件を満たした場合、最長9か月間）、賃貸住宅等の家賃として住宅支援給付金を支給するとともに、再就職に向けた支援を行います。

◆新たな生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネットの充実を図ることが必要とされています。自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、その他自立支援に

関する措置を講ずることにより生活困窮者の自立促進を図るために「生活困窮者自立支援法」が平成25年12月6日に国会で可決・成立しました。法律が施行される平成27年4月に向けて、生活困窮者自立相談支援事業等の実施について、現在検討を行っています。

◆ご相談ください

市では、すべての人が安心して暮らせるために、生活に困窮する人の相談等に応じています。相談や申請の秘密は守られ、必要に応じて各種制度等の案内もしています。ひとりで悩まず、まずご相談ください。

問い合わせ

福祉課保護係（福祉会館内）
☎ 22-17742

全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間

虐待や差別など、様々な人権問題を積極的に把握し、問題解決の援助をするために、人権相談所を常時開設しています。

9月8日（月）から9月14日（日）までを全国一斉強化週間とし、相談時間を延長します。

電話相談 0570-003-110

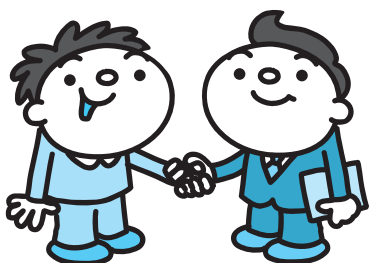
相談時間 8時30分～19時

※ただし、土・日曜日は10時～17時

実施機関

広島法務局

広島県人権擁護委員連合会



「人権のまち竹原」市民研究集会

日時 8月24日（日） 13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム3階軽運動場

※入場無料

テーマ お掃除ホームレスにみる人権

講師 田辺 凌鶴さん（講師）

講師プロフィール

講談協会としては、24年ぶりの男性真打昇進。講談の自作を得意とし、これまでに発表した自作講談は100本を超える。

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726

